

平成26年度第2回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 平成27年1月19日（月） 午後5時から午後6時30分

2 場 所 天神ビル11階 第10号会議室

3 出席者 委員（20人中18人）

被保険者代表（6人中6人）

杉元委員 中野委員 野田委員 平山委員 三島委員 笠委員

保険医又は保険薬剤師代表（6人中6人）

江頭委員 平田委員 浦川委員 熊澤委員 堀尾委員 濑尾委員

公益代表（6人中5人）

石田委員 馬場園委員 今林委員 中山委員 松野委員

被用者保険等保険者代表（2人中1人）

上村委員

事務局

保健福祉局長 理事 総務部長 国民健康保険課長 他

4 協議事項

（1）本日の会議の議事録署名人の選出について

会長指名により選出することへの全委員の賛同により、

被保険者代表 平山委員

保険医又は保険薬剤師代表 熊澤委員

公益代表 中山委員

の3名を選出

（2）議題

平成27年度福岡市国民健康保険事業の運営について【諮問】

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

【 質問事項に対する質問、意見 】

●委員

26年度決算見込みについて、後期高齢者医療制度へ移行が多いため、被保険者数が見込みを下回ったと説明されたが、全体として被保険者数が減少している要因を教えてほしい。

○事務局

被保険者数については、転入・社会保険の離脱・出生・生活保護の廃止等による増加と、転出・社会保険への加入・死亡・生活保護の開始・後期高齢者医療制度への移行等による減少がある。

被保険者数が減少している主な要因については、転入・転出等は毎年同じように推移しているが、社会保険への加入又は離脱については、平成20年のリーマンショック以降、社会保険からの離脱による国保への加入者数が年々増加していたが、24年度から若干減少傾向となり、25年度にはリーマンショック以前の水準近くまで減少していることが要因の一つである。また、高齢化により高齢者の加入割合が増加しており、後期高齢者医療制度へ移行される方が多いためと考えている。

●委員

27年度予算見込の一般会計繰入について、法定繰入と法定外繰入の内訳と前年度との比較を教えてほしい。

○事務局

27年度一般会計繰入金の予算見込は、法定繰入は約147億円で、前年度の約130億円に比べ約17億円増加している。法定外繰入は約30億円で、前年度の約46億円に比べ約16億円減少している。法定繰入の増加及び法定外繰入の減少については、制度改革のなかで説明した国の財政支援の拡充によるものである。

●委員

会議資料6ページの平成27年度1人あたり保険料について、医療分と支援分は合計で、これまで同様に据え置き、介護分は、ここ数年上がり続けてきたところ27年度は約4千2百円の引き下げとなっているが、介護分が引き下げとなった要因について説明してほしい。

また、会議資料8ページについて、法定外繰入は国保加入者以外の市民も納付している市税を財源としていることを考慮し、医療分と支援分の合計で1人あたり保険料を据え置くため、685円引上げると記載されているが、これは保険料を引き上げるということで、法定外繰入の予算は、減額していると解釈してよいか。

○事務局

介護分の1人あたり保険料が引き下がる要因は、27年度に支払う概算納付金は、国から示される1人あたり概算額に予定被保険者数を乗じて算定されるが、1人あたり概算額が27年度は62,200円で、前年度の63,300円に比べ1,100円減少していることや、概算納付金は2年後に精算する仕組みで、前々年度の精算分が約3.2億円の還付となっており、前年度の約5千万円の還付に比べ、還付額が約2.7億円増加したことにより、介護納付金総額で約8.9億円減少したためである。

さらに、国の財政支援の拡充により法定繰入金も増加したことにより、1人あたり保険料が前年度から4,206円引き下げとなったものである。

会議資料8ページについては、ご指摘のとおり1人あたり保険料を685円引き上げるもので、法定外繰入については、国の財政支援の拡充により法定繰入が増額しているため、減額している。

●委員

賦課限度額の引上げについて、合計で4万円の引上げを諮詢しているが、引上げ後の賦課限度額総額が85万円になる。今までには、高額所得者には一定の負担が必要と考え、賦課限度額の引上げには反対していなかったが、26年度の状況では介護分該当者2人を含む3人世帯で賦課限度額に達する世帯の所得が500万円前後で、最高額の81万円を支払っている。所得が500万円前後の世帯からも高額ということで最高額を賦課することは問題があると考えるが、当局の認識を教えてほしい。

○事務局

賦課限度額の引き上げについては、現在、賦課限度額81万円を支払っている世帯は、3人世帯で所得571万円、給与収入で換算すると768万円の世帯である。会議資料11ページで説明したが、保険料の引上げ又は賦課限度額の引上げについては、どのような形で皆さまに保険料を負担していただかうかというところでの判断となる。賦課限度額を引き上げない場合、具体的には試算していないが、モデル保険料で中間所得者層の減額となる金額が、かなり減少することが考えられる。

国民健康保険の被保険者は、所得の低い方が多いことは承知しており、この方々を含めてどのように保険料の負担をしていただかうかを考えると、中間所得者層にさらなる負担をお願いするのではなく、所得に応じた応分の負担をお願いするために、保険料の賦課限度額の引上げを行い、全体的に保険料率を引き下げることが良いと考える。

●会長

どこからどこまでが中間所得者層で、どこから高額所得者層かという判断は難しい。しかし、低所得者層あるいは低所得者層のすぐ上あたりの方々の保険料負担が重いということは承知のことだと思う。そのため、賦課限度額を引上げることで高額所得者の方は負担が増え厳しいところもあるが、所得再分配がきちんと働くか、どちらがより公平で公正なのかという点から、賦課限度額を引き上げる方が良いと思う。

●委員

高額所得者かどうかは、所得だけではなく資産も含めたところで行うことが公平だと思う。今後、マイナンバー制度の導入に伴い、資産を含めたところで行う方向性があるか教えてほしい。

○事務局

資産に対する保険料負担について、福岡市では、所得に応じて負担いただく所得割、被保険者数に応じて負担いただぐ均等割、世帯ごとに負担いただぐ世帯割の3方式を採用しているが、他の市町村では、固定資産等に対して賦課される資産割を加えた4方式、さらには2方式を採用しているところもある。このように、算定方式が市町村で異なっている状況のもと、都道府県単位化が検討される中、4方式については出来るだけ3方式へ移行したらどうかという意見も出ている。

今まで資産の把握については、福岡市内の資産であれば把握できるが、市外の資産を把握する場

合は、膨大な作業等を伴うため行っていない。資産に対して保険料を負担いただく方法もあるが、現段階において資産割を導入する方向にはない。

●会長

本来、社会保障の負担は、資産を含めたところで行うことが本当だと思うが、資産の把握がこれまで不十分であるため、福岡市では、現段階で資産割は採用していないとのことだが、今後、都道府県単位化の際、問題提起をしてもいいのではないかと思う。

国において、医療保険の中でも国保が一番厳しい状況にあるということが認識され、今後年間1,700億円の公費を国保に対して投入するという状況である。都道府県単位化についても、財政が厳しい市町村国保だけが集まても難しいところがある。さらなる医療保険制度の再編やマイナンバー制度による資産の把握などの問題があると思うので、委員の皆様から意見をいただき、今後の国保のあり方を検討・審議してほしいと思う。

●委員

1人あたり保険料の諮問について、今回の介護分の引き下げは歓迎すべきと思うが、3人世帯の所得233万円で、年間28,300円引き下がることは、今までが高かったため、引き下げは大きく見えるが、それでもまだ41万円であり負担感は解消されていない。介護分を納めない世代の方は、34万円で1,800円の引き下げではあまり恩恵がない。介護分を納めない方は、高齢者や若い世代ということになるが、昨今の消費税増税や65歳以上の方は年金の削減が続いている状況である。この方々の保険料負担があまり引き下がっていないため、引き下げを図る手立てをもっと努力していただきたい。一般会計繰入金は、国の財政支援が拡充されるため法定外繰入を減少するのではなく、少なくとも例年どおり50億円の金額を維持若しくは増額すべきである。

また、賦課限度額の引上げについて、国保の構造上の問題が大変大きいことは承知しており、応益割に対する部分が大きい。能力に対応した比率に変えていくことも検討しながら、構造上の矛盾、問題を解決しなければいけないので、国に対して特段の検討をお願いするとともに、さらなる財政支援の拡充についても努力していただきたいと思うが、所見を伺いたい。

○事務局

国保は構造上、保険料負担が重くなるため、本来、国で財政支援を行い保険料負担の軽減を図るべきと考えているが、国からの財政支援が行われない状況の中で、福岡市においては、市税を財源とした法定外繰入を行うことにより、保険料の負担を増額することなく据え置いてきた。

今回ようやく国で財政支援の拡充を実施いただけたことで、保険料の負担が増額にならないというところを基本的な考え方とし、今後の都道府県単位化により保険料の算定等どのようになるかわからない状況であるため、まずは国の財政支援の拡充により、法定外繰入を減額しても、前年度の保険料水準を維持できる状況になったことから、国保の財政健全化を図るために法定外繰入を減額している。

賦課限度額については、国保全体として所得が低い世帯が多い中で、全体的に保険料の引き下げを行い、保険料の負担を軽減するため、賦課限度額の引上げをお願いしている。

また、賦課割合について、福岡市では、国が示す標準どおり応益割、応能割をそれぞれ50%としている。仮に応益割を減らし応能割が増加した場合、所得割をさらに負担いただかなければならなくなり、中間所得者の保険料負担が増える結果になるため、現時点では、現在の賦課割合が適当と考えている。

●会長

確かに、保険料を負担する方から見れば、出来るだけ保険料を引き下げる事が望ましいことだが、同時に国保の制度としてのあり方も考えなければいけない。現在、広域化に向けての途上にあって、国保制度のあり方を考えた場合、法定外繰入がやや減少し、制度として本来のあり方に一步近づいている。医療分と支援分の合計のモデル保険料もやや引き下げられるため、順当なところだと思う。

●委員

社会保障財政からいうと、社会保険料の歳入では成り立っていないため、税金を使い、国も約40兆円の借金があり、そのうち30兆円ほどが社会保障分野に使われている。国保は所得が低い方や非正規雇用の方が多く、国保の中だけでの所得の再分配を行うのは難しいため、後期高齢者の支援金に総報酬割が導入され、保険者の中で再分配が動きつつある。今後も高齢者が増えていくことを考えると、国保の財政は厳しいと言わざるを得ないため、医療保険全体の中で再分配を考えざるを得ない。税金を投入するのも一つの方法ではあるが、必ずしも税金を支払うことに対し、みんなが了承しているわけではないので、厳しいやりくりが続くと思う。

●委員

人口が減少し、国の財政も厳しいが、我が国の国民皆保険制度は、医療の平等性・公平性を国民に対して担保している素晴らしい制度であるため、持続可能なものにしていくことについて、地域で協議会を開き、一つずつ積み上げて何とか知恵を出して痛みを分かち合わないといけない。

また、給付と負担という現実的な問題もあるが、やはり自助共助であり、所得の再分配もあるので、みんなで守り抜くという一つの大好きな目標を共有し、今後とも協議会をやっていくという覚悟をもっておかなければならないと思う。

●委員

社会保障論で考えたとき、国保も社会保障の大事な一つであり、完全な互助制度とは違うと思う。国民皆保険制度ということで考えると社会保障としてきちんと守らなければならず、国や自治体の責任も明確にあるなかで、弱者や低所得者の方々も多いならば、どのように支えるかということを公的責任で対処していくことが欠かせないと思う。そのため、当面、皆様に納めていただく税金から法定外繰入を行いながら、一人も医療にかかれない方を生み出さない努力が必要ではないか。

法定外繰入については、過去に70億円程度の時期もあったのが、30億円台に減額されると、自助や共助だけでは救われない人が出てくるため、大きな問題と考えているので、検討いただきたい。

また、市民の税金を財源としている法定外繰入を行うことは、本当に市民の理解が得られないのかという検証を、少し検討していただきたい。

●委員

国民健康保険料とは別の話になるが、義務教育を終えるまでの通院、入院にかかる医療費の負担をなくすために、市に対して子ども医療費助成の拡充について要望しており、来年度は、入院に関して中学3年生まで無料化する。通院に関してはこれから拡大される範囲を検討いただくようになっているが、どこからその財源を捻出するかが大きな課題となっている。福岡市の一戸あたりの所得額は、20政令市中高い方から17番目で、子育て世帯は若い方が多いことから、世帯の所得が

低いと考えられる。国保加入者だけでなく全ての医療保険に加入する所得が低い子育て世帯を支援するため、医療費負担を軽減していくものである。当然、法定外繰入をたくさん行い、保険料が安いに越したことはないが、どこか妥当なところで線引きをしていかなければいけない。

●委員

協会けんぽは、中小零細企業の事業所の方々が加入する医療保険で、働き盛りの方が多く、平均年齢は国保加入者より若く、福岡市民の3分の1が加入している。

協会けんぽにも低所得者層がいて、保険料率も10%を超え、他の保険者に類を見ない保険料率の引き上げを行いながら何とか運営している中、法定外繰入が減額になったのはありがたい。福岡市民の3分の1の国保だけに、協会けんぽ加入者も納める市税を使われることは、コンセンサスが得られるかどうか。

前回の協議会で市税を財源とする法定外繰入を行っている事実を、市民へ公表すべきという意見を述べたが、透明にして意見を聴いた方がいいというところでは同じ意見である。

●会長

繰入金など社会保障の財源、子育て支援の問題など、今後も市議会をはじめとして、いろいろな方面でも議論してもらうことになると思う。被保険者、医療の提供側のそれぞれがある程度の負担を我慢して、国保制度を守っていかなければならない。

そろそろ、時間になってきたので、まとめたいと思う。意見が出尽くしたようなので、27年度の1人あたり保険料及び賦課限度額については、諮問どおりということでまとめて、来週の協議会はなくてもいいと考えるが、どうか。

(委員からの拍手)

●会長

それでは、委員から要望が出ている市民への意見そして広報の方法については、事務局で検討いただき、今回の諮問については、諮問どおりということでまとめたいと思う。

●委員

答申の取りまとめはどうなるのか。

○事務局

答申案については、前年度の答申や本日いただいた意見等を踏まえて、事務局で作成し、会長・副会長のご了解を頂き、皆様にお示したい。

●委員

多数の委員が次回予定されていた協議会を中止することだが、国の動きにより、資料のとりまとめがぎりぎりとなる事情から事前に資料を貰えず、本日説明を聞き、時間が許す限り質問したわけだが、基本的に丁寧な議論が必要だと思っており、次回も開催すべきだと思う。答申案についても、これまで提示された文案をたたき台にして充実させてきた。2回の議論を尽くしても、時間がないとのあれば理解できるが、そこまで急ぐ必要はないのではないかと考えるが、多数の委員が次回の会議が必要ないと考えているのであれば仕方ない。

○事務局

答申案については、前年度の答申や本日いただいた意見等を踏まえて、事務局で作成し、会長・副会長のご了解を頂き、皆様に郵送等でお示しする。そこで出てきた意見は、会長・副会長のご一任ということで、よろしいか。

(了承を得た)

●会長

それでは、本日の会議を終了する。